

稲葉課長 只今から、「平成 27 年度第 3 回 市川市環境審議会」を開催させていただきます。

はじめに、ご欠席の委員の方がいらっしゃいますので、その報告からさせていただきます。

本日は 4 名の委員の方からご欠席との連絡を頂いております。

ご欠席は、片岡委員、後藤委員、小倉委員、宍戸委員、以上 4 名の委員からでございます。また、大野委員におかれては、所用のため遅れての出席と伺っております。

委員総数 17 名のうち、ただ今の時点で 12 名のご出席でございます。市川市環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは市川市環境審議会条例の規定に基づきまして会長より議事の進行をお願いいたします。

鮎川会長 ありがとうございます。鮎川でございます。

早速ですが、平成 27 年度第 3 回市川市環境審議会を開会いたします。

先程、事務局からのご報告にありましたように、本日は 4 名の委員が欠席でございます。また、1 名の委員が途中からのご出席でございます。

委員の半数以上のご出席がありますので、市川市環境審議会条例第 6 条の規定により本会議は成立しております。

次に、会議の公開・非公開につきまして、検討いたします。

本日の審議事項「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて」は、個人情報等の非公開条件等はありません。

公開ということによろしいでしょうか。

【 「異議なし」の声あり。 】

ご了承いただきましたので、審議事項につきましては公開といたします。
本日の傍聴者は何名でしょうか。

稲葉課長 本日はいらっしゃいません。

鮎川会長 了解しました。

それでは、議題を進める前に、本日の予定について事務局から説明をお願いいたします。

稲葉課長 改めて、宜しくお願いいたします。

環境政策課 稲葉でございます。

本日の予定でございますが、前回に引き続きまして、「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し」につきまして、ご審議をいただきたいと存じます。

また、既に事前に資料をお渡しさせていただいておりますが、答申の取りまとめまでお願いできればと考えております。

なお、終了時間でございますが、15時頃ということをお願いいたします。

以上、宜しくお願い申し上げます。

鮎川会長 ありがとうございます。

それでは審議を進めます。

議題の審議事項の「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて」ですが、まず、別紙の答申素案について審議していきたいと思えます。今日、審議会が本件について諮問を受けてから、これまでの審議内容を踏まえて、私と副会長で、答申のたたき台を検討し、事務局と打合せを重ねて、素案を作成しました。委員の皆さんにも事前に配布されていると思えますが、その素案について事務局から説明をお願いいたします。

稲葉課長 それでは引き続きまして、説明をさせていただきます。

今回、審議会の資料といたしまして、別紙資料1、2をお配りさせていただきました。また、本日、資料3を追加でお配りさせていただいております。うち、資料1でございますが、先程も会長の方からもございましたとおり、これまでの3回にわたる審議での意見、並びに意見書の内容をまとめたものでございます。こちらの資料につきましては、各章毎にいただいたご意見を会長、副会長ともご相談させていただきまして、各委員のご意見、ご意向をまとめさせていただいております。こちらを基に、本日、別紙で今回の審議会の審議資料となります答申素案を作成をさせていただきました。なお、この答申素案の構成でございますけれども、まず、2ページ3ページ目に、はじめに、の前段がございます。この、はじめに、の部分の内容を見ていただくとお分かりのように、まず、国の動向として、平成23年の3月11日、東日本大震災以降の国の動向を書いてございます。その後、市の経緯、更に3ページでは、計画策定に向けた全体的な考え方をまとめてございます。それで、3ページの下段になります

が、最終的な結論の形で、まず、はじめにの中で大まかな基本的な考え方から結論までをまとめてございます。更に4ページ以降が項目毎に盛り込むべき考え方、留意点ということで、書かせていただいております。更に10ページ、11ページに最後に結びとしまして、おわりに、で締めさせていただきます。

それでは、改めて答申素案の文章を読ませていただきますので、改めてご確認いただければと思います。

まず、別紙の1ページでございますが、

「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の見直しについて（答申）平成27年2月3日付け市川第20150129-0192号にて、市川市環境審議会への諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

2ページをお願いいたします。

はじめに

本審議会は、平成27年2月3日に市長から『市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の見直しの基本的方向性について』の諮問を受けた。

国においては、東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第1原子力発電所の事故を契機に、それまでのエネルギー政策を大幅に見直し、徹底した省エネルギー社会の実現と再生可能エネルギーの導入の加速などを盛り込んだ新たなエネルギー基本計画を平成26年4月に策定した。

また、本諮問の後、平成27年7月には、地球規模の課題である気候変動問題に世界各国と協調して取り組んでいくため、わが国の平成42年度（2030年度）における温室効果ガス排出量について、平成25年度（2013年度）比26%削減の目標を国際社会に向けて表明したところである。

本市においては、平成21年3月に市川市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市民、事業者、関係団体、市が協働して温暖化対策に取り組んだ結果、民生業務、廃棄物、産業の3部門においては、一定の成果を挙げているものの、民生家庭及び運輸の2部門では、目標に対する進捗率が低迷している。

さらに、平成23年度以降では、市民等の節電への意識が向上した一方で、生活様式の多様化や世帯数、建築物の延べ床面積の増加等を背景に、民生家庭部門をはじめ民生業務部門においても二酸化炭素の排出量は増加傾向にある。

審議案件である市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しに当たっては、このような国内外の社会情勢の変化と現計画の検証結果等を踏まえ、市域全体から排出される温室効果ガスの排出抑制等に係る総合的な対策や施策について定める必要がある。

温暖化対策については、近年、ますます地域の果たすべき役割が重要となつてきており、長期的な視点から目指すべきまちの将来像を共有し、市民・事業

者・行政などの各主体が適正な役割分担の下、協働して取り組まなければ実効性は担保できない。

加えて、これらの対策は、暮らしの安全や住まいの質の向上、地域経済の活性化、交通流対策の推進など、快適な都市空間の実現につながり、ひいては、持続可能な魅力あるいちかわの実現にも大いに寄与するものと考えている。

本審議会では、諮問以降、慎重に審議を重ねた結果、本計画案は全般として妥当であるとの結論に達した。

その上で、各章等において、新たに盛り込むべき考え方や事項、留意点などについて、審議経過を踏まえ意見集約を行い、次のとおり答申する。

4ページをお願いいたします。

1. 計画の基本的事項について

本計画の目的は、地球温暖化の防止であり、温室効果ガスの排出抑制は、その手段であることを記述し、併せて、温暖化対策が人類共通の課題であることに鑑み、全世界が協調して取り組まなければならない深刻かつ重大な環境問題であり、国内においても自治体の枠を超えた広域的な連携と協力が必要であることを記述されたい。

2. 温室効果ガスの推計について

温室効果ガス排出量の推計について、推計のベースとなるエネルギー消費量のデータが市町村単位では十分に整備されていないことなどの制約があるため現時点では国や県単位のデータを活用せざるを得ない。

そのため、現況の推計は、市川市全体から排出される温室効果ガスの量の実態を把握できている訳ではなく、このデータを把握することが将来の排出量の予測、削減目標の設定から対策や施策の進捗管理をしていく上で、非常に重要となる。

このため、推計方法については、エネルギー供給事業者の市内における販売実績値を活用するなど、可能な限り地域特性を反映させ、より高精度で、かつ、地域における取り組みに対する感度の高い手法について継続的に検討されたい。

また、特に運輸部門については、統計調査の活用方法等を精査し、さらに適切な現況推計と目標設定について検討されたい。

3. 二酸化炭素の削減目標について

本計画において、温室効果ガスの排出抑制等に取り組み、地球温暖化対策を推進していくために、二酸化炭素排出量の削減量や削減割合を目標として掲げることが必要である。

しかしながら、一方で、2016年度から電力の家庭部門までの小売り自由化が始まることを踏まえると、エネルギーミックスとこれに関連した電力の排出係

数の見通しは非常に不透明である。

そのため、この影響を大きく受ける二酸化炭素排出量だけを目標とした場合、計画の進捗管理が難しい状況にある。

そこで、二酸化炭素の削減目標に加えて、最終エネルギー消費量や活動量当たりのエネルギー使用量など、電力排出係数の影響を受けない目標の設定についても検討されたい。

計画の目標年次については、市の総合計画の策定周期のほか、国や近年の国際社会における目標設定の動向等を総合的に勘案して設定されたい。

4. 目標設定に向けた取り組みについて

○重点項目について

現計画（市川市地球温暖化対策推進プラン）では、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の対策の中から重要なものを重点施策として、指標を定めて進捗管理を行っている。

この趣旨と検証結果などを踏まえ、温室効果ガス排出削減効果や他への波及効果の高い施策など、重点的に地球温暖化対策に取り組むべき項目を設定し、計画の効果的かつ効率的な推進を図られたい。

○再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの促進について

再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、地産地消型のエネルギーの導入の推進や地域の特性を活かしたビジネスの振興など地域の活性化や雇用の創出にも貢献することが期待される。

このため、太陽光に限らず、未利用のエネルギーも含めて、地中熱、下水熱、太陽熱、河川熱、海水熱、工場廃熱など、その対象を広く捉えて、必要な情報を提供していくとともに、導入の可能性を検討し、利用の促進に努められたい。

○まちづくりについて

将来にわたって大幅に温室効果ガスを削減していくために、国レベルでの吸収源対策やバイオマス資源として持続可能な森林の保全を推進していくことが求められている。

また、都市部における緑地の保全及び緑化の推進は、市民生活に最も身近な二酸化炭素吸収源対策であるとともに、温暖化対策の趣旨の普及啓発やヒートアイランド対策（熱環境の改善）にも大きな効果を発揮するものである。

本計画では、このような森林や緑地等の保全の重要性について説明するとともに、地方における森林資源の整備と活性化対策に寄与するような施策や木材利用の普及促進などの市民が参加できる取り組みについても記述されたい。

○循環型社会の形成について

循環型社会の形成には、区域における廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収から適正処分等に関する、物資とエネルギーの循環の概念を含み、これ

らの取り組みを推進していくことにより、温室効果ガスの排出抑制や地域の低炭素化につながっていくことを記述されたい。

○環境教育、環境情報の提供について

民生家庭部門からの温室効果ガス排出量が増加傾向にあることから、市民一人ひとりが出来ることについての周知など、普及啓発活動の充実を図られたい。

普及啓発活動については、自然体験によるいちかわの魅力の再発見など、地域の特性を活かしたまちづくりにもつながる施策や事業についても検討されたい。

また、製品を購入する場合には、ライフサイクルアセスメントの視点から、その製品の製造から廃棄に至るまでの過程における環境負荷について考慮し、環境配慮型の製品を選択していくことの大切さについても記述されたい。

地球温暖化対策に主体的に取り組む市民、団体、事業者等への支援策について検討されたい。

5. 計画の推進方策について

計画の策定と周知に当たっては、その内容を市民目線の分かりやすいものとなるよう工夫を凝らし、市民、団体、事業者等の地球環境問題への関心を高め、積極的かつ自発的な取り組みの促進を図られたい。

また、民間の知恵と活力を利用し、行政と各主体の協働の下に施策の推進を図られたい。

計画の実効性を確保するため、毎年、施策の進捗状況や温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを図られたい。

なお、各施策の進捗状況を把握していくため、全ての取組項目について指標を設定することを検討されたい。

計画の点検評価には、環境審議会やその他の第三者機関が関与するなど、評価の客観性の担保に努められたい。

6. 中長期的課題の検討について（附帯事項）

早期の実施が困難な施策については、中長期的な課題として位置付けて、継続的に施策の実施について検討されたい。

次期計画では、出来る限り市固有データの把握に努められたい。

おわりに

審議の過程において、市の特性を活かした様々な普及啓発活動や緑地の保全活動など、計画を推進していく上で効果的な事業についても多くの提案や意見があった。

市川市においては、これらの提案内容にも留意し、市民一人ひとりが次の世代に夢を託すことの出来る地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定していただきたい。

以上が素案の内容になります。
審議のほどよろしく願いいたします。

鮎川会長 ありがとうございました。
今、答申の素案をずっと読んで頂いたので、少しずつ進行していきたいと思
います。まず、はじめに、の箇所の皆様のご意見をお願いいたします。

石原委員 はじめに、の箇所ですが、諮問を受けてからの近況としては、平成 25 年度比
26%削減目標の話より、COP21 でパリ協定書が採択された、そして、これまで先
進国しか削減目標を出さなかったものが途上国の目標も出てきた、あるいは先
進国それぞれの目標設定など、大変大きなステップがありました。こちらの方
がもっと大事ではないかと思しますので、これを入れるべきだと思います。

鮎川会長 ありがとうございます。
私も、COP21 が終えたばかりなので、その意義に触れなくていいのかと思っ
ていました。やはり、削減目標の画期的な協定ができたと思っています。後藤
委員も世界の取り組みが一番重要だと仰っていたと思います。その他いかがで
しょうか。

長友委員 3 ページの下から 2 段目のところですが、ひいては持続可能な魅力あるいち
かわの実現にも大いに寄与、の部分ですが、素案のはじめの方から内容を見ま
すと、COP21 や国の 26%削減目標に対して、地域が応分の貢献をしなければなら
ないという視点が必要であると思います。地域の魅力、確かに大事ですが、世
界が目指している、国が目指している、だから地域もそれに沿って応分の貢献
をしなければいけないという視点が入ればよいと思います。

鮎川会長 具体的にはどの部分にどのような表現で入れたらよいでしょうか。
素案の 3 ページ目の 3 パラグラフ目に温暖化対策については、近年ますます
地域の果たすべき役割が重要となっており、という文章がありますが、い
かがでしょう。

長友委員 応分の貢献という文言を 3 ページ目に入れたらどうでしょう。

福田副会長 この文章にもっと地域の取り組みが必要だと。それに対応するような文言を
書いた方がいいということですね。

長友委員 そうですね。内容的には確かにこれでいいのですが、国が削減目標を設定しているので、それに対してきちんと貢献していくという視点が入るとよいと思います。

鮎川会長 地域としての取り組みをしっかりと進めていく必要があるということですね。次に、計画の基本的事項及び温室効果ガスの推計についてはいかがでしょうか。

ここでは、前々回とその前の審議会で議題になったデータの推計についての説明があり、推計方法については、少し地域独自のものを得られるように継続的に検討されたいと思います。

福田副会長 検討した結果を計画に反映することはできますか。

稲葉課長 今回の計画の策定にということによろしいですか。

福田副会長 今回の計画策定で、検討するだけでなく、そのデータを施策のほうで、PDCAを回しながら取り入れてもらいたいという意見が必要ではないかと思います。その見通しとして、事務局はどう考えていますか。

稲葉課長 2回ほどの審議会の中で、ご説明させていただいているとおり、現状ではなかなか厳しい面が正直ございます。ただ、厳しいからといって、そのままにしておくということではなくて、今回、新たな計画が来年度からスタートいたしますけれども、その計画途中においても、やはりこの推計の問題だけではなく、他の事項についても、常に見直しという視点で、取り組んで参りたいと思います。

また、今のご指摘から少し話がそれますが、先程、石原委員の方からも COP21においてパリ協定が採択されたと、これによって各国が今まで以上にそれぞれ約束したことを守るための色々な施策がこれから強化されると思います。日本においても当然そのようになると思います。ですから、日本あるいは千葉県、更に私どもの市川市の近隣市などの動きにも常に注意を払いながら、我々もこの計画を動かしていく上で、見直しの視点、またそれを実施につなげていく覚悟でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

福田副会長 文言として入れるのであれば、目標設定を検討されるだけではなくて、更に前向きに取り組んで、独自のデータの把握に努めることが必要である、くらいのことは入れても特に問題はないのではないのでしょうか。

鮎川会長 3番の削減目標についてはいかがでしょうか。

長友委員 3番の二酸化炭素の削減目標と4の目標の設定について、3番と4番の表現を明確に区分できないかと思います。3番は二酸化炭素の削減目標とし、4番は目標の達成に向けた取り組みではないかと思います。3番、4番の項目の名前の付け方を少し工夫した方がいいと思います。

鮎川会長 ありがとうございます。
今の意見について、事務局はどうですか。

稲葉課長 確かに3番と4番、いずれも目標に関する事、ということで、二つの項目を分けさせていただいておりますけれども、まず3番については、この計画、冒頭1番のところで、本計画の究極の目標として、地球温暖化の防止、しかしながら、その手段として、この5年間で温室効果ガスの排出を着実に抑制していくというようなことを、素案でも書かせていただいておりますし、またそのために、まず全体、二酸化炭素の削減目標の考え方というものについて、これまで3回の答申の中で各委員から色々なご意見をいただきましたので、それを集約すると、この3番に書かせていただきました。

次の4番、更に今、長友委員が仰ったように、もう少し具体的な事業についても多くの意見、あるいは検証をいただいておりますので、そういった内容を少し具体的な事業に落とし込んで、こういった視点をもつべきというような具体的な内容として書かせていただいております。

ですので、確かにこの3番4番という見出しのところは少し、また会長、副会長ともご相談をさせていただいて、見出しの付け方については工夫をさせていただきたいと思います。

石原委員 長友さんが仰ったのは、この6ページの上から3行目に、目標の設定についての話をしている。4番の方も目標設定に向けた取り組みと、同じ言葉を使っているが、目標達成に向けたという、表現の仕方がいいという趣旨です。

鮎川会長 目標達成に向けた取り組みの方がよろしいかと思います。

鮎川会長 資料3で各重点項目について大まかに書いている部分があり、更に細かいことについては次のページから議論していきますので、まず重点項目について、問題がなければ7ページに移ります。よろしいでしょうか。市民の委員の皆さんはいかがでしょう。

よろしければ、次の7ページに入ります。具体的に、例えば、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーについて、そして、まちづくりについて、及び循環型社会とか環境教育などについてはいかがでしょうか。

石原委員 7ページで「まちづくりについて」という項目がありますが、項目の付け方がちょっと適切ではないと思います。他のところは、再生可能エネルギーの利用促進や、循環型社会など具体的なことを述べている。実際は吸収源対策について述べているか、あるいは、吸収源対策としての森林、緑地の保全について述べられているので、これに合った項目にした方が良いと思います。

鮎川会長 ここは基本目標でいうと低炭素なまちづくりということなので、低炭素なと付ければいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

石原委員 吸収源対策が良いと思います。

鮎川会長 吸収源対策だけではなく、普及啓発やヒートアイランド対策、熱環境の改善についても述べておりますので、いかがでしょうか。

石原委員 ちょっと大まかですけど、低炭素なと付け加えれば良いと思います。

福田副会長 7ページの再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの促進について、長友委員からビジネスチャンスじゃないかという意見があり、こういうところも重点項目に反映されています。この件に関して、他の方もビジネスの振興という、上から3行目くらいにあります。この程度の表現でよろしいか。もっと強く強調すべきでしょうか。中島委員、いかがですか。

中島委員 7ページの中段の、太陽光に限らず、未利用エネルギーも含めて、地中熱とか下水熱、太陽熱など、現実的に市川市としてこれらが利用できるでしょうか。

鮎川会長 太陽熱が一番簡単ですよ。

中島委員 そうですね。地中熱とか下水熱は利用可能なのでしょうか。

鮎川会長 市川市の中で、再開発が行われる可能性がある地域だと、その地域全体で地中熱、河川熱、下水熱がありますが、そういう地域で利用することが可能です。

中島委員 現実的に、例えば太陽熱だったら光ですね。他に工場廃熱など利用できるものが沢山あるということですね。他にも風などはどのようにになりますか。

鮎川会長 それは、風力発電になります。やはり熱の利用がすごく遅れています。工場廃熱などは、特に全部捨ててしまっていますが、省エネルギーになるので、廃熱を利用して、地域に熱供給ができるので、自治体全体レベルとか地域、一定の区域みたいなところに及ぶので、再開発計画のような大きな規模でないできませんが、その時にはそういうことを考えてほしいという意味です。

中島委員 エネルギー利用で例えば、よく夢の島の方で見えるような、風力発電などは二酸化炭素の減少につながらないのでしょうか。

鮎川会長 それでは、風力を含めた再生可能エネルギーと一般的に言われておりますが、太陽光、風力を含めた再生可能エネルギーという表現はいかがでしょうか。

中島委員 そのように思います。

長友委員 熱に限ったということであれば、例えば、バイオマスがあります。また、下水熱もあります。下水汚泥を資源とした発熱もあります。バイオマス発電や風力発電など、特に限定しないで、幅広く答申に書いたらいいと思います。

鮎川会長 素案の再生可能エネルギーなどの前にバイオマスを入れましょう。他にございませんでしょうか。

石原委員 先程、まちづくりで、低炭素なまちづくりという話をされたと思います。例えばこのA3資料の表を見ていますと、他のタイトルは左から2番目の施策の方向の7施策のここの項目の分類です。今、低炭素など項目に付けたところで、まちづくりの左側の基本目標のカテゴリーになってしまうので、この部分は、低炭素なまちづくりじゃなくって、Ⅲの緑地の保全及び都市緑化の推進を言っていますから、こちらの表現の方がよろしいかと思います。

鮎川会長 このタイトルを緑地の保全及び都市緑化の推進にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

石原委員 もしくは、吸収源対策。

福田副会長 基本的に本編と答申書の項目は整合性をとった方が分かりやすいということですね。

石原委員 そうです。

鮎川会長 それでは、そうさせていただきます。
他にございませんでしょうか。

石井委員 今、バイオマス資源の話がございましたけど、実は今、私どもは梨の剪定枝をバイオマス資源として、バイオマス発電をしております。昨年から梨の剪定枝を使って、それをチップ化して、それをバイオマス発電所の方に送っております。今、市川市の中では従来は梨の剪定枝を燃やして処分をしておりました。そこには、病気とか病害虫が付いていますので、焼却処分が一番いいんですけれども、なかなか今、煙を出すことができませんので、どうしたらいいのかと、このところずっと悩んでいましたが、たまたまそういう施設があるということで、昨年からその剪定枝をそちらの方に送って、現在、1,500トンほどを資源として供給しております。ただ、市川市内でやるということではありませんけれども、広域的な部分で考えますと、それも非常にこれから効果的な資源になると、思っております。

鮎川会長 ありがとうございます。
今の話の概略は学生からも聞いておりましたが、明確になりました。これはもう梨の剪定によるバイオマス発電に貢献している、地域独自の取り組みだと思えます。

石井委員 そうです。

鮎川会長 では、答申書にはどのように表現を入れたらいかがでしょうか。

長友委員 私、梨の剪定枝があることは承知しておりました。まだ、全部じゃないと思うんですけれども、全量がそういうエネルギー化されるといいなと思っております。例えば、公園の木の剪定枝や各家庭の庭木の剪定枝など、エネルギー化していくっていうのは一つの方向ですね。今、石井委員が仰ってましたけど、市外の工場で電気に変えているっていうのがちょっと残念です。そういうのが市内に来るといいなという気がいたします。地元で取れた、発生した剪定枝を地元で電気にしていくという地産地消の取り組みも必要かなと思います。

鮎川会長 市内だと量がちょっと足りないと思いますので、広域的に周辺地域であれば地産地消と言えらと思います。

長友委員 分かりました。

福田副会長 ここで頂いた意見をもう一度検討して、出来るだけ反映した文章で答申にしたいと思います。

鮎川会長 では、次の9ページの循環型社会、環境教育、この辺はいかがでしょう。ここは問題があるようなところではなく、これから資料3を見ていけば、色々各自ができることが書いてあると思うので、これはこのままでいいですか。

福田副会長 総論的に書いてありますけど、意見はありませんか。

鮎川会長 では、9ページの5、計画の推進方策については、いかがでしょうか。

中島委員 二酸化炭素を減らすというのは頭の中では分かっていますが、二酸化炭素が増えて、環境がどの様に変化していくのか伝えていくことが必要だと思います。

鮎川会長 温暖化は本当に進んでいるかという話ですか。

中島委員 普及活動として、例えば、子供に温暖化対策に取り組むことが大事だよと教えることは分かりますが、教えられた方が二酸化炭素が減ることによって、生活や環境がどう変わっていくのかということを理解していく必要があると思います。それが、この中にどの様に書かれていくのでしょうか。

鮎川会長 環境教育の項目で考えればいいのでしょうか。

中島委員 はい。二酸化炭素を減らすことの大切さ自体は確かに頭では分かっている、実践していることは分かりますが、ただ、受け手は、はっきりと危機感が生まれないと、なかなか実行できない。

だから、環境教育の中で、怖がらない程度に温暖化の危機について教えないと、やる方も、他人事みたいな感じになってしまう。目標を達成するためには、確かに自分たちは分かっていますが、小さい子には分からなと思いますので、そういうことを盛り込んで頂きたい。

鮎川会長 環境教育の中でもう少し、二酸化炭素を減らすということがどういう意味があるのかということが子供に分かりやすいように、ということですね。

中島委員 子供たちは、この様に行動していくと、確かに二酸化炭素が減っていくという事は理解しますが、恐らく今度は生活が多少抑えられていくのではないのでしょうか。

鮎川会長 今の快適な生活を維持しつつ、二酸化炭素を削減することができると思っています。それは、政策次第です。

中島委員 二酸化炭素削減に向けて、こうしていけばいいと。削減しなければ温暖化になってしまうというのを、教えていかないと。どの様に書いていいのかわかりませんが。

鮎川会長 それは諮問案の最初の方にも書いてあります。例えば、2015年度は歴史的に最も平均気温が高くなった年であるとか、大気中のCO₂濃度が最も高くなった年であるとか、それによって異常気象が起きていて、日本でも昔はなかった竜巻が起きたり、大洪水が起きたとか、そういうことが実際にあります。このところ2000年くらいから気温上昇の速度がちょっと落ちてきたんですね。それは海がCO₂をたくさん吸収していて、海の底に溜め込んでいるからではないかという説があって、もうこれ以上吸収できなくなるという量にまで達しつつあって、これが海から出てくると、エルニーニョ現象が爆発的に起きてきてしまったときに、どうなるのか想像がつかないくらい恐ろしいことも考えられます。各自が取り組むことの重要性とそれから、生活が不便になることではないことなどを、環境教育の中で徹底していかないといけないと思います。一番最初の、一人ひとりができることについての周知だけではなくて、一人ひとりがやることの意義や、やらなかったことで排出量が増えることによって、現在の異常気象が起きている、ということを書き、分かりやすく環境教育を行う、という様な文言を環境教育の情報の提供の項目で述べればよろしいでしょうか。

中島委員 文言は大切なものですから、出来る限り書き込めればと思います。

石原委員 中島さんが仰っているのは、答申書の中に地球温暖化の影響の脅威を、そのことを教えることも大事だということを入れるということですか。それとも本編を作る時に、そういう項目をもっと十分に、ここでいうと3ページ4ページくらいしか書いていないから、もっとここで、十分に書いた実行計画にしよう

というご提案ですか。どちらですか。どちらも正しいと思いますが。

中島委員 そこは会長さんにお任せします。

福田副会長 恐らく、中島委員が言いたいのは、この民生家庭部門からの温室効果ガス排出が増加傾向にあることから、教育しなくちゃいけないとか、ピークカットしなくちゃいけないとか、そこまで入れたほうが分かりやすいということですね、答申として。そのことについての具体的な施策を答申本文や計画にちゃんと織り込んでください、ということではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

中島委員 そうです。

鮎川会長 分かりました。その点については、ちょっと検討します。

中島委員 余談ですが、漁業をやっていて、例えば12月になっても今年は暑いですよ。ところが、昔は氷が張ったりとか。そういう時にはイシガレイとかマコガレイとか子どもを産みに来たりしていたんですけど、それから30年くらい経つんだけど、最近は氷も張ったりしないし、東京湾の中でも魚の種類が変わって来たりして、温暖化は現実的に感じています。

鮎川会長 実際に温暖化の影響を受けていらっしゃるということですね。

中島委員 今言ったように、昔は、市川沖の方でもイシガレイとかマコガレイとか子どもを産みにきて、浅瀬に来ていたんですよ。それがやっぱり最近、寒くないせいで減少してしまい、かえってスズキなどが増えてきている。種類が結構変わってきている。また、寒くなれば違うと思うが、スズキが食べられた方が良かったかもしれないし、なんとも言えないですけど。ただ、そういう様な現象が起きていることは事実です。

鮎川会長 非常に貴重なお話だと思います。ありがとうございました。

他には、いかがでしょうか。

それでは、5番の計画の推進方策についてです。

毎年、施策の進捗状況や温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを図られたい。また、その他の第三者機関が関与するか、評価の客観性の担保に努められたい、などの文言が入っています。

長友委員 10 ページの上から 2 段目の、なお書きのところ、全ての取組項目について指標を設定することを検討されたい、の箇所ですが、今日、配布された資料の資料 3 というのが、それに相当するのでしょうか。いずれ、もう少し細かくされるのでしょうか。案の段階では、資料 3 で良いと思いますが、実際に推進管理する時は、もう少しブレイクダウンされるのかどうか、その点について、お伺いしてもよろしいでしょうか。

稲葉課長 資料 3 については、少し私の方から説明を加えさせていただこうと思っておりますが、今、長友委員の方からございましたとおり、まずは、資料 3 をベースに皆様に見ていただきまして、更にもっと例えば、他の指標がよいのではないかとか、あるいは今仰ったように、もっとブレイクダウンした指標の考え方もあるのではないかと、という様なご意見を是非いただきたいと思っております。

それを踏まえまして、最終的に答申を頂いた後、色々な視点で計画を見直す中で、この重点項目についても指標を作っていこうと考えております。

長友委員 了解です。

鮎川会長 それでは 6 番の附帯事項について、お諮りします。

もし、これでよければ、資料 3 についてご説明いただいたほうがいいかなと思います。

福田副会長 この答申素案は今、ご説明して、意見をいただきました。また意見があれば、意見書でいただければありがたいと思います。

予定では来年の 1 月に手交式です。それまでに再度、会長と私と事務局と打ち合せをして、今日いただいた意見をまとめて、より良い答申にしたいと思いますので、宜しくお願いします。

鮎川会長 資料 3 について、事務局からご説明をお願いできますか。

稲葉課長 それでは資料 3、先程も答申素案の中にも何ヶ所かこれに関係する事項が出て参りましたので、その内容を補足する意味でも、この資料 3 を使いまして、説明をさせていただきます。

答申の素案の方で申し上げますと、先程もありました 6 ページ目の重点項目についてと、それから 9 ページから 10 ページにかけての、計画の推進方策について、という中の特に 10 ページの部分、上から 3 行目、4 行目のところですが、全ての取組項目について指標を設定することを検討されたい、ということで、

実は皆様に諮問時にお渡しいたしました本編の方には、特に重点項目という記述では入れてございませんが、これについては、現行計画の地球温暖化対策地域推進計画、推進プランと呼んでいるものですが、こちらのほうには特に市民の方に重点的に取り組んでいただきたい内容を分かりやすく記述しておりましたが、今回のこの諮問案にはそういった内容がないということで、これまでの審議会の中でも、重点項目を考えるべきだろうという意見を踏まえまして、こちらの資料3を作成いたしました。

前回の審議会でも資料4-3として、このひとつ前段階になる資料をお配りしておりますが、改めて前回の審議の中でこの施策の方向、取り組みの項目に対してそれぞれに設定した指標と、民生家庭であるとか、民生業務などの各部門との関係性がよく分からないというご指摘もありましたので、指標と各部門との関係性について、今回資料3として、お示しをさせていただいております。

それでは、少し時間が限られておりますので、特に、主な点について説明をさせていただきます。

この資料、左から、将来像、基本目標、そして、施策の方向を記載しております。その右隣に取組項目の25項目を示しております。その右隣が今回新たに追加した部分である対象部門欄です。一例を申し上げますと、一番上の基本目標1 低炭素なエネルギー対策の推進、施策の方向の一番目、省エネルギー対策の推進、更に取組項目25項目のうち一番上、I-①公共施設の省エネルギー対策の推進について。これが対象部門としては、民生業務部門に係る、という見方になります。更にその右欄に、削減対策と記載された欄がございます。先程申し上げたI-①公共施設の省エネルギーの対策の推進に関しては、省エネルギー機器の普及、高効率エアコンの普及、高効率給湯機器の普及、更にBEMSの普及と記載があります。BEMSとは、ビルのエネルギーマネジメントシステムの略称ですが、その導入です。こうしたものが削減対策として、挙げられます。また、更にその右にいただきますと、削減量の欄があります。これは本編の中にも入っておりますが、それぞれ部門ごとにその削減対策を実施した場合、2020年度末にどのくらいの削減量が見込めるかというものになります。今、ご覧になっている箇所と言いますと、一番上の取組項目I-①しか申し上げていないですが、その下のI-②事業者等の省エネルギー対策の推進というこの両方を合わせまして、11万6000トンCO₂の削減量が見込まれるというものでございます。なお、指標については、一番上は公共施設のエネルギー消費原単位となっており、この原単位とは単位面積当たりのエネルギー消費量を2013年度に比べて2020年はどのくらい下げていくのかというものでございます。その下のI-②事業者等の省エネルギー対策の推進における取組項目の指標は、業務系建築物のエネルギー消費原単位、こちらも原単位、すなわち、単位面積当

たりのエネルギー使用量を 2013 年に比べて 2020 年にはこのくらいまで下げていかなければいけないものとして、この指標を挙げてございます。

左の方に戻っていただきまして、取組項目 25 項目の中の上から 3 番目、I-③住宅への省エネルギー対策の推進については、太字になっております。この太字で書いてある部分が、先程申し上げた重点項目として考えていきたい項目でございます。住宅への省エネルギー対策の推進を重点項目に据え、対象部門としては民生家庭部門、削減対策としては省エネ家電の普及、高効率エアコンの普及、高効率給湯器の普及、それから HEMS の普及が挙げられます。家庭用のエネルギーマネジメントシステムでございます。

これは今、自分のご家庭で、こういった機器がどれくらいの電気を消費しているのか、あるいは再生可能エネルギーとして太陽光発電設備を付けられている場合は、太陽光発電がどのくらい発電をしているのかというものを分かりやすくモニターで見られるような、そういったシステムでございまして、当然、そのエネルギーの管理までできるというようなシステムです。HEMS の導入によって、無駄を省くとともに、生活の質を落とさずに省エネが達成できるという非常に画期的なシステムと言われており、この普及を図っていくものでございます。削減量としては、8 万 8000 トン CO₂が見込まれます。取組項目の指標としましては、省エネルギー設備設置助成件数で、括弧書きで、累計とさせていただきます。

市川市では、平成 25 年度、つまり 2013 年度から、省エネルギー設備の設置助成を始めております。具体的に申し上げますと、家庭用燃料電池システムであるエネファームですとか、あるいは先程申し上げた住宅用のエネルギーマネジメントシステムであったり、そういったシステムを設置する際には、要件を満たせば補助金が出るというものでございまして、初年度である 2013 年度は助成件数が 156 件でしたが、これを 2020 年度末までには 1000 件くらいにもっていきたいという指標を掲げてございます。更にその下の施策の方向のⅡ再生可能エネルギーの導入の推進における重点項目であるⅡ-③住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進とについて、説明をさせていただきます。これもまた対象部門としては民生家庭部門で、削減対策は太陽光発電の普及でございます。指標は、住宅用太陽光発電システムの設備設置容量としております。これに関しましては、2013 年度の目標に 10,453kW という実績を記載しておりますが、注釈を付けてございます。表の下に注 1 から 10 までございまして、注 1 を見ていただきたいのですが、経済産業省が各市町村の設置設備容量をホームページで公開しております。10kW 未満、10kW 以上と区分されており、10kW 未満が家庭用ということになります。公表されている数値を記載しております。この数値を、これまでの進捗の推移、あるいは市川市が今後進めていく補助事業等

を勘案いたしまして、2020年度には22,000kWまで持っていきたいということで、この指標としております。

続きまして、施策の方向のⅢ緑地の保全及び都市緑化の推進においては、Ⅲ-①、Ⅲ-②と2つの取組項目を挙げております。取組項目の指標としましては、ひとつは緑の保全活動を行う市民団体の数を載せさせていただきました。前回の資料では、ここを緑地の面積としており、その面積を2020年に向けて、極力減らさないという指標を挙げさせていただきましたが、関係部署との協議において、制度上はどうしても1ha、2ha程度の減少は、例えば生産緑地であれば生産者の方のご事情等もあり、1haも減らさないというのは非常に難しいという状況がございました。ですので、面積については、下に都市公園についての面積、これは現計画の中でも目標がございますので置いておりますが、その他の緑地については面積ではなくて、緑地の質をこれから更に上げていくということで、この緑地の保全に関わっている市民団体の数をひとつの指標として挙げさせていただきます。これは環境活動団体の登録制度における登録団体数や、市川ボランティアNPOWebという市民団体を登録するWebサイトにおける登録数等を確認をいたしまして、2013年度は21団体としております。これをこれから更に増やしていくということで、具体的な数値は示せませんでしたので、矢印で書かせていただいております。なお、重点項目につきましては、都市公園等の面積として、こちらについては注の4に記載しておりますが、市川市みどりの基本計画において、2025年度までの目標として229.6haという数値を掲げておりますので、2020年と直接直結するものではないですが、その先を見据えて、敢えてここは2025年度と括弧書きにさせていただいて、そのまま数値を使っております。

続いて、施策の方向のⅣ交通対策の推進については、重点項目をⅣ-②環境に配慮した自動車の使用促進としており、対象部門は運輸部門、削減対策は、エコドライブの推進、次世代自動車の普及等でございます。指標としましては、エコドライブに取り組む市民の割合としており、市のeモニター制度を利用し実施したアンケートでは、概ね半数超の方がエコドライブに取り組んでいる、そういった意識で車を運転されている、あるいは最新のエコカーと言われる低燃費車に乗っている、とお答えいただいております。2020年度の数値としては、この後に説明をさせていただきますが、表の一番下の欄にありますように、エコライフの全体の実践率を65%くらいまで上げていきたいという目標を持っておりますので、エコドライブに関しても65%という数値を挙げさせていただきます。

次に施策の方向のⅤ循環型社会形成の促進についての重点項目ですが、廃棄物の減量・資源化の推進、3Rの推進でございます。こちらについては取組項目

の指標として、1人1日当たりのごみの排出量としており、こちらは注の6をご覧頂きたいのですが、先ほどの都市公園と同様に市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）における目標年次と目標値をそのまま載せさせていただいており、2024年度に760g以下としております。

続いて、施策の方向のVI市民・事業者との協働の推進についてはVI-①市民・事業者との協働の推進を重点項目として挙げさせて頂いております。なお、対象部門につきましては、敢えてここでは「―（バー）」として、具体的には書いておりませんが、当然のことながら、全ての部門に関連する項目であると認識をしております。取組項目の指標は、環境関連イベント、代表的なものとしては、私どもが開催をしております「いちかわ環境フェア」がありますが、こうしたイベントに来ていただく市民の数、現状は概ね1万1000人前後という状況もございますが、これを2,000人、3,000人と上積みしていきたいと考えておりまして、2020年度には約1万3,000人として置かせていただいております。

最後にVII環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進については、重点項目をVII-⑥エコライフの普及と促進としております。対象部門は民生家庭と部門でございます。勿論、それ以外にも運輸部門であったり、あるいは廃棄物部門にも関わってくるということではございます。指標としましては、エコライフの実践率としており、いつも取り組んでいる、常にそうしたことを意識して生活しているという方の割合が2013年度の調査では約半数でございましたが、これを65%くらいまで上げていきたいと考えております。また、そうでなければ、この計画自体が掲げておりますCO₂の削減、特に民生家庭部門からのCO₂の排出削減というものに繋がらないということで、このような指標を挙げさせて頂いております。

以上でございます。

鮎川会長 ありがとうございます。
 今のご説明について何かご質問はないでしょうか。

長友委員 いくつかありますが、続けて質問します。
 太字ゴシックが重点項目ということですが、重点項目であるのに削減量に具体的な数値が出てこないのはなぜでしょうか。緑化の推進に数値の記載がないのは、定量化しにくいのだらうと思いますが、定量化できないものを重点項目にするというのはどうなのでしょう。このことが1点です。
 それから2点目は、取組項目のI-①公共施設の省エネルギー対策の推進と、I-②事業者等の省エネルギー対策の推進による削減量が、二つあわせて11万6000t-CO₂となっていますが、これは分けることができないのでしょうか。これ

から進行管理をする際には取組項目毎に数字があったほうが良いと思います。右の指標にはありますが、削減量の数値も割り戻した方が良いと思います。

3点目は、住宅など、民生家庭部門に関する項目は重点項目となっていますが、民生業務部門、例えば公共施設は重点項目になっていません。市民には厳しく、自分に対しては甘くということになっていないでしょうか。

それから4点目、具体的になりますが、真ん中あたり、取組項目IV-③公共交通機関の利用促進の指標にコミュニティバスの利用者数とありますが、これが535,000人で、2013年度も2020年度も同じになっています。なぜなのでしょう。バスの利用者を増やせば自動車の利用者が減りますから、CO₂削減の効果があるわけです。どこかの人が頑としてコミュニティバスの利用者は増やさないとも言っているのでしょうか。

質問は以上です。

鮎川会長 事務局お願いします。

稲葉課長 まず、1点目の緑化等の定量化できないものを重点項目にする意味、必要性についてのご質問ですが、まず、緑化につきましては、市内の緑地ということで考えますと、やはり面積も限られますので、そのCO₂吸収量は全体の数字からしますと、非常に限られたものになってしまうということがございます。ただし、先ほどの答申素案の中でも少し触れていたかと思いますが、やはり緑の重要性というものは、市川市内の緑は勿論のこと、もっと広域的なもの、あるいは全国のもの、場合によっては地球上のものということで、非常にこの温暖化対策というものを考える時に、緑地、緑というものは重要であると思っております。先ほどの環境教育、環境学習の重要性でも意見として出させていただいておりますけれども、そういった市民の方に、より重要なものへの関心ということを考えますと、やはり削減量ということでは極めて限定的ではございますが、この重点項目に挙げる意味は非常に大きいと考えております。

それから2点目の削減量、特に今、例示されましたのは、一番上の取組項目のI-①とI-②のところで、合わせて11万6,000トンですが、これを分けられないのかということでございますが、こちらはある程度計算から分けられると思っておりますので、今のご意見を踏まえて、もう少しより市民の方にも見ていただいて分かりやすいような工夫をさせていただきたいと考えております。

それから3点目の、今回の重点項目については、民生家庭部門に関わる部分、生活に関わるところがほとんどということでございますが、これは現行計画の推進プランでもそうなっていますが、計画を見させていただいて、行動をしていただきたいということと考えますと、市民にそうしたことを知っていただき、ま

た行動に移していただくことが一番、特にこの民生家庭が、ここ最近増加傾向にもございますので、重要であると考えております。この様な視点で、重点項目は生活に関わる部分を中心に設定をさせていただいたということでございます。

ご指摘の公共施設につきましても、再生可能エネルギー設備を導入した公共施設の数が増えておりますが、これはご存知のとおり、かなり費用の掛かるものでございますので、一気に倍増というわけにはいきませんが、2020年に向けて、これから新たに造っていく公共施設等にはできるだけ太陽光やそれ以外の再生可能エネルギーの導入についても検討していきたいと考えておまして、重点項目とはしておりませんが、こうしたものも数値の目標に挙げさせていただいているところでございます。

それから、コミュニティバスに関しましては、確かに2013年度と2020年度で、これは所管課にも確認をしておりますが、2013年度から14年度、15年度と既にもう経過をしているわけですが、その経過の中で、特に平成26年度ですが、少し利用者が減ってきているという現状がございます。これについては色々、担当課でも検討し、また、より多くの方に使っていただくということで、何とか2013年レベルにまでは復活させたいという想いで、2020年は535,000人、2013年度よりは減らさないという目標がひとつ挙げられると聞いてます。数字だけ見ると、増やさないといい様に見えてしましますが、現状少し減っているということを聞いておりますので、何とかそれを戻すということで、所管課が努力をしていくと伺っております。

以上でございます。

長友委員 ありがとうございました。

福田副会長 今の事務局の説明で、現状から変化しない横ばいという項目はやはり注釈を付けるなど、計画を作るときに配慮をしていただきたいと思います。

中島委員 基本目標2のまちづくりの推進の中で、ヒートアイランド対策について、自然の風を利用するという、東京都などで、建物の建て方を少し変えることによって、街が風によって冷やされるという取り組みもあるようです。樹を植えることによって二酸化炭素を減らすことも大事ですが、このような施策は諮問案には含まれていません。

風を利用するのは難しいかもしれませんが、実際に行われているところもありますので、例えば都市計画の際になどに、ひとつそんな考えもあるのかと思います。

鮎川会長 ありがとうございます。
重要な点だと思います。東京都では、そういうことに取り組んでいます。建物を海岸沿いは建てちゃいけないとか、そういう建築基準みたいなものも作らなくちゃいけないので、大変だと思いますが、いいご意見だと思います。
他にいかがでしょう。

新井委員 環境関連イベントで、いちかわ環境フェア等の動員数が書いてありますが、7年間で約12,000人を13,000人に増やしますということなんですけど、これは開催の回数を増やすということなんですか。それとも一回で動員数を増やすということなんですか。

鮎川会長 事務局からお願いします。

稲葉課長 これについては、一番大きな催しとしては、いちかわ環境フェアです。例年6月の環境月間に開催しているものでございますが、これが先程申し上げたように10,000人を超えるくらいのところまで来たということでございますが、ここでも環境フェア等というふうに示させていただいており、公民館等でそれぞれの地域のお祭りの時にも環境をテーマにしたものもございますし、また、環境のコーナーもございますので、これらを含めて13,000人というふうに入れさせていただいております。以上です。

鮎川会長 他にいかがでしょうか。
エコポイントについて、事務局から、資料が配られていますが、何かご説明はありますか。

稲葉課長 エコポイントにつきましては、施策の方向の7番目、民生家庭部門の地域ポイント制度との連携というVII-④の部分でございますが、こちらにエコポイントを付与される環境分野の事業数、現状4事業というふうにさせていただいているものを、そのまま矢印で書かせていただいております。これまでの会議の中でもなかなかエコボカードについて私どもの周知が行き届いていないというようなこともございましたので、改めてエコボカードということで、今回、皆様の元にサンプル品としてお示しをさせていただいております。今、皆様の元に配っているのは5ポイント付いているサンプル品でございます。これが100ポイントになりますと、満点カードということで、ピンク色のこちらの冊子の中で、例えば動植物園の入場であるとか、市川市が発行する文化関係図書と交換ができる、あいは東山魁夷記念館の入場に使えます。また、季節によっては、

市民プールにももの入場できます。更に先程もございましたけれども、コミュニティバスにもこの満点カードで1回お1人の方が乗車できるということもございます。改めてこちらのカードについても多くの市民の方に知っていただくことで、それがコミュニティバスの利用者の増にもつながるのかなというふうに思っております、この地域ポイント制度というものを周知、活用ということこれから関係課とも調整しながら、もっと市民の方にも知っていただく必要があるというふうに思っております。これについては、注の9というところで実践行動につながるポイント付与事業メニューの創意工夫に努める、ということで、矢印は横向きになっておりますが、我々環境部署としても、このエコボカードのエコという言葉はやはり環境関連を意味するエコでございますので、こういうエコロジーとボランティア、そういったものに対してポイントを付与するカードだという意味でエコボカードとっておりますので、そのエコの部分をもっと新たな実行計画と共に増やしていきたいというふうには思っております。以上です。

鮎川会長

ありがとうございました。

その他に何かご意見はありますか。 それでは、皆様から意見を出していただいたと思いますので、皆様の意見を踏まえて、答申をまとめていきたいと思っております。

この他に事務局から連絡事項はありますか。

稲葉課長

本日、資料の2と書かせていただきました計画策定までのスケジュールというものを今一度ご確認をいただきたいと思っております。これは、第1回の会議の中でもお示しをさせていただいておりますが、本日が第3回目、12月18日ということで、答申内容のご確認をいただいたところでございます。この後、年が明けまして、1月の中旬に最終的な答申書を会長、副会長から市長にお渡しいただくということで予定をしております。本日頂きましたご意見を踏まえて、会長、副会長からのご指示の下、最終答申書という形で作ってきたいというふうに考えております。なお、市長に手渡す前に、答申書につきましては、皆様の元に、送付という形にはなるかと思っておりますが、ご確認といたしますか、皆様の元に送付をさせていただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。なお、その答申を受けまして、庁内調整、これは2月から3月の中旬くらいまで、庁内の会議等によりまして、庁内調整をさせていただき、3月下旬にはなるかと思っておりますが、計画の策定、公表ということで考えております。かなりスケジュールとしてはタイトではございますが、やはり当初の予定通り27年度中に計画を策定して、28年度を計画の一年目ということでスタートをさせ

ていただきたいと考えておりますので、皆様からの改めてのご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

福田副会長 前後しますが、最終的な答申書の作成は会長一任ということでよろしいでしょうか。

【 「異議なし」 の声あり。 】

ありがとうございました。

鮎川会長 ありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事は全て終わりました。

委員の皆様から会議全体を通して、ご意見、ご質問等がございましたら、言って頂けたらと思いますが。

ないようでした、本日の市川市環境審議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。